

個人情報の取扱いに関する同意書(住信 SBI ネット銀行株式会社)

借主は、住信SBIネット銀行株式会社(以下「銀行」といいます。)に借入申込(以下「この申込」といいます。)を行うにあたり、借主の個人情報の取扱いに関して以下の各条項を確認し、その内容について同意いたします。なお、この申込に基づき契約が成立した場合の取扱いについても同様に以下のとおり同意します。

第1条 銀行の個人情報の利用目的

借主は、銀行が個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、借主の個人情報を次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

1. 業務内容

- (1) 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- (2) 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3) その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)

2. 利用目的

- (1) 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受け付けのため
- (2) 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (3) 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- (4) 融資の申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- (5) 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- (6) 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (7) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (8) 借主との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (9) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- (10) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (11) 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (12) 各種取引の解約や取引解約後の事後管理のため
- (13) その他、借主との取引を適切かつ円滑に履行するため

なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

具体的には以下のとおりです。

銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた借主の借入金返済能力に関する情報は、借主の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

第2条 個人信用情報機関の利用等

1. 借主は、銀行が加盟し利用する個人信用情報機関ならびに同機関と提携する個人信用情報機関に借主の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。
2. 銀行がこの申込に関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、借主は、その利用した日およびこの申込の内容等が同機関にそれぞれ定める期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の取引上の判断のために利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は、各機関のホームページに掲載されております。なお個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(銀行ではできません。)

(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

Tel :03-3214-5020

(株)日本信用情報機構

<http://www.jicc.co.jp>

Tel :0120-441-481

(2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関

(株)シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp>

Tel :0120-810-414

第3条 個人信用情報機関への登録等

1. 借主は、下表の個人情報(その履歴を含む。)が、銀行が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員にて自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のために利用されることに同意します。

(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行もしくは保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間

官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から 10 年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から 5 年を超えない期間

(2) (株)日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)	契約継続中および完済日から 5 年を超えない期間
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	当該事実の発生日から 5 年を超えない期間
延滞情報	延滞継続中
延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から 1 年を超えない期間
この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	申込日から 6 ヶ月を超えない期間
官報情報	宣告日または決定日から 7 年間

- 借主は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 前 2 項に規定する個人信用情報機関は第 2 条第 3 項に記載のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(銀行ではできません。)

第4条 個人情報の第三者提供

1. 銀行から保証会社への提供

借主は、この申込およびこの取引にかかる情報を含む借主に関する下記情報が、保証委託先 オリックス・クレジット株式会社(以下「保証会社」といいます。)に対して、保証会社の定める利用目的のために必要な範囲で、銀行より保証会社に提供されることに同意します。

(1) 保証会社の利用目的

金銭の貸付け、信用保証、保険その他金融商品販売など保証会社の事業について、借主からの申込み、問合せに対して適切な対応を行うため。

借主との取引に関する与信判断を行うため、ならびに借主の本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。

保証会社において、借主との契約の管理を適切に行うため。また、契約終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。

保証会社から、保証会社およびオリックスグループ各社ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール、電話等により案内するため。

借主によりよい商品・サービスを提供するためなど、より満足をいただくためのアンケート調査やマーケティング分析に利用するため。

保証会社において経営上必要な各種の管理を行うため。

オリックスグループ各社との共同利用のため。

共同利用については、保証会社のホームページ < <http://credit.orix.co.jp> > 記載のプライバシーポリシーに従うものとします。

(2) 保証会社に提供する個人情報の内容

氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、この申込書ならびに付属書面等この申込にあたり提出する書面に記載の全ての情報

銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等この取引に関する情報

銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、借主の銀行における取引情報(過去のものを含む。)

各種優遇条件の適用可否を判断するにあたり必要な情報

延滞情報を含むこの取引の弁済に関する情報

銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

2. 保証会社から銀行への第三者提供

借主は、この申込およびこの取引にかかる情報を含む借主に関する下記情報が、銀行における第1条記載の利用目的のために必要な範囲で、保証会社より銀行に提供されることに同意します。

(1) 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、この申込書ならびに付属書面等この申込にあたり提出する書面に記載の全ての情報

(2) 保証会社での保証審査の結果に関する情報

(3) 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報

(4) 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報

(5) 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

(6) 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

3. 債権譲渡

(1) 借主は、この申込に係る債権が、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することに同意します。

(2) 借主は、前号の債権移転のために必要な範囲内で、借主の個人情報が、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等のために利用されることに同意します。

4. 債権回収会社への債権回収委託

借主は、銀行が「債権管理回収業に関する特別措置法」(平成 10 年 10 月 16 日法律第 126 号)により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に、この申込にかかる債権の回収を委託する場合には、借主の個人情報を債権回収会社との間でこの申込に関する取引上の判断および債権回収会社における債権管理・回収のために必要な範囲内で相互に利用・提供されることに同意します。

第5条 個人情報の開示・訂正・削除

1. 借主は、銀行および第2条第3項で記載する個人信用情報機関に対して、借主の個人情報を

開示するよう請求することができるものとします。

(1) 銀行に開示を求める場合には、第 9 条記載の窓口で連絡するものとします。

(2) 個人情報情報機関に開示を求める場合には、第 2 条第 3 項記載の個人情報情報機関に連絡するものとします。

2. 万一、銀行における登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、銀行は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 6 条 個人情報の利用・提供の停止

1. 銀行は、第 1 条に規定している利用目的のうち、次の各号について、借主から個人情報の利用・提供の停止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとります。

(1) 銀行の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内(ダイレクトメールおよび電話、電子メール等によるものを含みます。)

(2) 提携会社等の商品やサービスにかかる宣伝物・印刷物の銀行発送物への同封等による送付

2. 前項の利用・提供の停止を求める場合には、第 9 条記載の窓口で連絡するものとします。

第 7 条 不同意の場合

借主は、借主がこの同意書の必要な記載事項(同意書表面で借主が記載すべき事項)を記載しない場合およびこの同意書の内容の全部または一部に同意しない場合、銀行は借入の申込をお断りする場合がありますことに同意します。

ただし、第 6 条 1 項に規定する利用目的での個人情報の利用・提供に同意しない場合でも、これを理由に銀行がこの申込をお断りすることはありません。

第 8 条 この申込が不成立の場合

この申込による契約が不成立の場合であっても、契約の不成立の理由の如何にかかわらず、この申込にかかる個人情報が利用・提供されることに同意します。

第 9 条 問い合わせ窓口

借主は、銀行に対する個人情報の開示・訂正・削除の申し出、個人情報の利用・提供の停止の申し出等個人情報に関する問い合わせについては、下記カスタマーセンターに連絡するものとします。

住信 SBI ネット銀行 カスタマーセンター

0120-953-895(通話料無料)または 03-5363-7373(通話料有料)

平日 9:00～19:00 / 土・日・祝日 9:00～17:00

(12月31日、1月1～3日、5月3～5日を除く)

(電話番号、受付時間をご確認のうえ、連絡をお願いいたします)

第 10 条 条項の変更

借主は、銀行がこの申込の各条項を法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できることを同意します。

以上